第 2 回新潟市秋葉区外国籍市民懇談会　議事録（概要）

日時：平成 25 年 3 月 22 日（金）午後 2 時～4 時
場所：秋葉区役所　4 階　401 会議室

*アルムガム・ソマスンダラム委員とノレイ・ハセガワ委員は英語通訳を介して発言されましたが、議事録には日本語訳のみ掲載しています。

発言者	発言内容
司会	これより第 2 回新潟市秋葉区外国籍市民懇談会を開催します。 はじめに国際課長の堀内よりご挨拶申し上げます。
堀内国際課長	皆さん、こんにちは。本日はお集まりいただきありがとうございます。 今日は第 2 回目ということで、第 1 回の懇談会で皆さんから出していただいたいろいろなご意見を持ち帰り、整理をしました。行政や新潟市の国際交流協会で取り組める内容について話し合いました。 完全ではないですが、資料 3 として現状を整理し、対応を考えてきました。行政だけではなかなか成しえない難しい問題もあります。今日はそれらをもとに皆さんと話し合いたいと考えております。その議論をもとにさらに整理をしていきたいと思っています。 頂いた意見をもとにできるところから実現に向けて進むことが大事だと考えておりますので、皆さんやすべての方にとって住みよい地域になるよう努力していきたいと思います。今日一日よろしくお願いいたします。
司会	では本日出席している事務局職員を紹介いたします。（略） 進行は座長である荏原さんにお願いしたいと思います。
座長	座長の荏原です。よろしくお願いいたします。 それでは次第にしたがって懇談会を進めていきたいと思います。 はじめに事務局から今日の進め方と配布資料、傍聴について説明をお願いいたします。
事務局	今日の懇談会では、前回の懇談会で皆様から出された意見に対する現状と対応について事務局でまとめてきましたが、それに関して委員の皆様から積極的なご意見をいただきたいと思います。もし引き続き懇談会を継続したほうがよいということになりましたら、3 回目の懇談会を開催したいと思います。これについては懇談会の最後に皆さんでご相談ください。 次に資料の説明をします。（略） （次第、【資料 1】委員名簿、【資料 2】席次表、【資料 3】第 1 回懇談会で出された課題と、それに対する現状と対応、まとめ袋、日本語講座春クラスの案内、情報紙『かけはし』、外国語情報紙、外国人のための無料弁護士相談会チラシ、自治体国際化協会の「多言語生活情報」の案内、子育て応援パンフレット SKIP、秋葉区

	観光マップ） 続いて傍聴についてですが、本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。
座長	では第 1 回懇談会で出された課題と、それに対する現状と対応についての審議に入ります。今回は事務局の皆さんも話し合いに加わっていただきますが、よろしいでしょうか。 まず「近隣住民や外国籍区民との交流、地域コミュニティとの関わりについて」に関係するものからお願いします。
事務局	それでは、資料 3 にそって説明をします。資料 3 については、今日出た意見も含めて、後日翻訳をして皆さんに郵送したいと思います。 この表は、秋葉区で出された意見がピンク色、江南区で出された意見が緑色になっています。 まず、「日本語学習」という分類の「秋葉区から中央区に通って日本語を学ぶのは大変。日本語を学ぶ場所を各区に置いてほしい」（No.1）というご意見についてです。この問題は新潟市国際交流協会が担当しています。 現状についてですが、区でやっている日本語教室として西地区公民館主催の「たいけん日本語教室」という事業があります。運営は国際交流団体「国際交流をすすめる会」が行っています。 今後の対応ですが、外国籍市民の皆さんの要望や実情をふまえ、「日本語教育講座」の受講者を活用し、各区で日本語教室が開催できないか、国際課と協会が一緒になって考えていきたいと思っています。 次に「イベント情報・イベントへの参加」に関するご意見です。「市でやっているイベント情報などが手に入らない」（No.2）、「各区のコミセンなどで外国籍の方にも区民として参加できるイベント等を積極的に広報したらどうか」（No.3）という意見が前回出されました。 こちらも担当は協会です。イベント情報を伝える重要なツールとなっている外国語情報紙は区役所区民生活課、公民館、図書館に置いてあり、来た人が自由に持っていくという形をとっています。実際にはなかなか情報が伝わっていないので、対応としては、転入者に対しては平成 25 年度より「外国語情報紙メール配信」に関する情報を「まとめ袋」に入れることにします。「まとめ袋」というのは新しく引っ越してきた外国籍の方に必要な情報を入れて渡しているものです。その中に「外国語情報紙メール発信希望の皆さまへ」という各国語で書かれたチラシが入っています。一度登録していただければ毎月メールで情報紙が届きますし、そこにはいろいろなイベント情報が入ってきます。 今住んでいる方への対応としては、まず市報に、毎年、例えば年度はじめなどに「外国語情報紙メール配信」の情報を掲載していきたいと思います。また、国際課の方では、今後ほかの区で外国籍市民懇談会を行う際に、委員を公募したりアンケートをしたりする際に、「メール配信」の情報を入れていきたいと考えています。 また、外国籍市民の皆さんがよく立ち寄る場所に外国語情報紙やイベント情報のチラシを置けたらと思うのですが、こちらについては後ほど皆さんにもご意見をお聞きします。

	続いて「ホームステイを経験したい。申し込んだができなかった」（No.4）についてです。ホームステイ事業も協会の事業になります。こちらは大学や専門学校に在籍する留学生を対象とする事業で、参加希望者は毎年定員を上回っており、抽選を行っています。ホストファミリーの数が足りないということが問題になっているので、今後はその数を確保することが課題となります。
座長	No.1 から No.4 に関し、ご意見やご質問があればお願いします。
高委員	この「まとめ袋」というのは非常にすばらしい取り組みだと思います。以前からやっていたのですか。
事務局	平成 23 年度からはじまりました。それ以前に引っ越して来られた方には渡っていません。これも外国籍市民懇談会がきっかけになってはじめたものです。
高委員	区役所や公民館、図書館に置いてあるから勝手に持っていく、というのでは敷居が高いと思います。区役所に転入などで用事があって行ったときにもらえれば便利ですし、非常にすばらしいと思います。
座長	外国語情報紙、メール配信がはじまるということですが、これでどのくらいの外国籍の方を網羅できるのでしょうか。
事務局	英語を理解される方の購読が一番多く、続いて中国語、韓国語の順になると思います。そのほか、新潟市としてはロシアやフランスとの交流を深めておりますので、ロシア語とフランス語の情報紙も発行しています。 No.3 で触れましたが、皆さんがよく立ち寄る場所があれば教えていただければと思います。
高委員	中央区のクロスパルは別ですが、立ち寄る場所を我々も探しているところです。中国食材店を探して小針に 1 軒だけ見つけました。韓国食材店は本町に 1 軒、亀田に 1 軒、東区に 1 軒ありました。そんな感じで立ち寄る場所を探している状態なので、みんなが集まる場所というのは厳しいのではないかと思います。 外国人のコミュニティというのは区内にはない、というのが現状なので、そこに住んでいる外国人もどこに行けば情報があるのか分からない。行政の方で面倒を見て、集まる場所をつくっていただきたいというのがあります。あるいはここに行くと外国人が情報を得られるという場所ですね。東京であれば新大久保に行けばいろいろな情報が集まるというのが分かります。新潟でどこに行けは有用な情報が得られるか、というのをみんな分かっていないと思います。
事務局	現在、情報紙は区役所区民生活課に置いてあります。区民生活課というのは住民票の窓口ですし、そのほか公民館、図書館などに置くというのはあまり有効ではないでしょうか。

高委員	最低限、でしょうか。私は美術館に務めていますが、情報は市役所や公民館、図書館に配って、そのほかホテルや本屋、喫茶店にお願いするなどしています。
事務局	他県の外国籍の方が多く住んでいる場所、拠点がある場所、外国籍の方が集まるのがはっきりしているようなところであれば、比較的考えやすいと思います。新潟市の場合は市内在住の外国籍の方が 4,500 人くらいですし、それが区に分かれれば数百人単位。かたまっているわけではありませんし、どこに情報を届ければ皆さんが入手できるかというのは難しい話だと思います。
高委員	みんなが使うスーパーや郵便局など、外国人だけでなく日本人も普段行くところがいいとは思うのですが、そういう場所は敷居が高く、置いてくれと送り付けても置いてくれません。趣旨をよく説明し、外国籍の人も来るので置いてくれないかと協力をしてもらうことが必要だと思います。
事務局	コンビニなんかも有効でしょうね。ただ、どこもかしこもというのは難しいので、何が有効かということをこれから考えていきたいと思います。
白委員	日本語の講座についてですが、前回の会議が終わって、外国人が日本語を勉強したいという話になったとき、中国のお嫁さんがいる 70 代の方が「私でよければ教えますよ」ということをおっしゃっていました。ボランティアとして、です。田上町の方ですが、秋葉まで行ってもいいとのことです。 国際課に連絡しようかとも思ったのですが、こういうとき組織などを通じて紹介するようなものがあるといいと思いました。
座長	ボランティアの登録制度ですね。
白委員	プロではないですが、人のために何かしたい、という気持ちがある人がいるので、そうしたボランティアの組織があるといいと思います。
事務局	そういう方がいらっしゃいましたら、新潟市国際課や市国際交流協会にお知らせいただけるとありがたいです。ただ、市の国際交流協会ではボランティアの登録制度を行っておらず、県の国際交流協会が登録を行っています。 今のお話は日本語を教えるということについてですので、市の協会でやっている日本語教育講座などをご紹介し、地域の中で役に立っていただくということを協会のほうで考えられれば一番いいのかなと思います。
白委員	協会もそうですが、区役所を通じてできれば一番早いかと。
事務局	そうであれば、西区の日本語教室はボランティアの方が、地域の取り組みの中でやっている、協会主導ではない例になりますね。
白委員	私も県のボランティア制度に何年も前から登録しているのですが、1 回か 2 回だけ公式の通訳を依頼されましたが、そのほかは何も連絡がありません。あまり活用

	していない感じがします。
事務局	こうした情報を教えていただきながら、各区の中で開催を検討していきたいと協会でも前向きに考えておりますので、そのときに助けになっていただければと思います。
白委員	例えば、日本語を教えてもいいと県に登録したとしても、すぐに教えてほしい人とつないでくれるか心配ですし、時間もかかりそうなので、効果的ではないと思います。
高委員	県の協会と市の協会でそのあたりを話し合ったほうがいいかもしれませんね。
事務局	やっていることは別で、別組織なので、話し合いをしながら分けている、というわけではないですね。県は新潟市以外のことも広くやっていますので。 ボランティアを活用するという区の中でやる取り組みというのはできるのではないかと思います。
白委員	秋葉区でも日本語を勉強したい人が訪ねていったらすぐボランティアを紹介してくれる、話だけでも聞いてくれる人がいるといいなと思います。
座長	身近なところにあるといいということですね。
高委員	そうやって助け合っているうちにだんだんコミュニティができてくるのかもしれません。
事務局	ボランティアの場合は行政がすべて主導というわけではなく、地域の中で一生懸命な方に協力していただく必要があると思います。
座長	身近なところにあれば、わざわざ県や市に相談しなくとも、住んでいるその場所で解決ができると思います。コミュニティができあがっていないということもありますし。 では No.5 から No.9、お願いします。
事務局	No.5 は外国籍区民の方同士の交流ということで、「気心の知れた同じ国の友達を作りたい。外国籍区民、同じ国の人が集える場を作ってほしい」というご意見でした。 秋葉区の現状ですが、担当の地域課では外国籍区民の方のみを対象とした事業は行っていませんが、次のような支援があります。「地域コミュニティの促進」の観点から、コミュニティ協議会や町内会、NPO などが行う自主活動に対し、「地域活動補助金」を 20 万円を限度として交付しています。また「あきは区役所だより」に「市民の情報掲示板」というスペースがあるので、皆さんのほうから情報発信をしていただく場を提供することができます。 国際課と協会の方では「多文化共生」の観点から、同じ国の人だけの集まりを行うのは難しいということがあげられます。ただ、お問い合わせをいただければ各国

	の団体、例えば民団（在日本大韓民国民団）や新潟華僑華人総会をご紹介して、皆さん自身からお問い合わせをしていただくということはできるかと思います。 　また協会ではクロスパルに「インフォメーションボード」という掲示板を設置していて、そこにイベント情報などを自分で載せることができます。こうしたところを利用して皆さんの方から集まりを開催するなどの情報発信をしていただけるようであれば、積極的に活用してください。 　No.6 から No.9 は「日本文化理解・日本人コミュニティとの交流」に関するご意見です。「日本人と深く付き合うために、日本の文化をもっと深く理解したい」（No.6）、「日本人の知り合いができにくい」（No.7）、また江南区からは「中国人、韓国人との人づきあいはストレートだが、日本人とのつきあいにはどうしても距離を感じる」（No.8）という意見が出されました。No.9 は「市から町内会へ外国人に配慮してもらえるよう働きかけてほしい。外国籍区民も一緒に地域の行事に参加できるような働きかけをしてほしい」というご意見でした。 　No.6,7,8 に関しては、協会の方で、5 月に日本文化体験教室、8 月に民謡流しを行っており、外国籍の方もたくさん参加して浴衣を着て踊っています。月 2 回開催されている「おしゃべりサロン」や「外国語の絵本の読み聞かせ」でお子さんを連れてこられたお母さん同士が仲良くなるということもあり、出会いの場のひとつとなっています。 　今後の対応ですが、国際課と協会が協力し、日本文化理解講座などを各区の公民館を利用して開催していけないか考えていきたいと思っています。 　No.9 の町内会の話ですが、対応としては協会の外国語情報紙を活用して、地域の情報を提供していくことが一つ挙げられます。また、国際課で考えていることとして「モデル町内会」があります。これは浜松や岡山で行われている取り組みで、「モデル町内会」を指定して、町内会が発信する情報を多言語翻訳して発信したり、何かあったときに市から通訳を派遣して地域の方と外国籍の方との橋渡しをしたり、町内会と外国籍の方との懇談会をやったり、お祭りに積極的に招待をしたり、留学生に町内会制度を説明したり、ゴミ捨てルールの説明をしたりするものです。 　将来的に新潟市でもこうした町内会を指定して取り組んでいけないか、これから考えていきたいと思っています。
座長	No.5 から No.9 に関し、ご質問、ご意見はございませんか。
高委員	モデル町内会の取り組みは大変すばらしいと思います。私は町内会で今役員をやっているのですが、その中で 300 年以上続いている農家の集落に新しく開発された一区画があって、そこは新しくやってきた人たちに同化を強いるようなところがあります。「同化」ではなく、一緒にやっていこうという「共生」の考え方が古い集落の中では理解してもらえません。 　私たち外国人は 2 重の意味でよそ者ですけれども、意識を変えてもらいたいというのがあります。違う価値観を持っている人たちが同じコミュニティの中で住めるような町内会というのが重要だと思います。 　「モデル町内会」、ぜひやっていただきたいと思います。

白委員	私もこの「モデル町内会」、いいなと思いました。新津に引っ越ししてから一回だけ町内会の運動会に参加しましたが、とても楽しかったです。もっと町内会とのつながりがあったらいいなと思いました。待っているのではなく、自分から何かできると一番いいのですが。自分は何もしてなくて、「してほしい」というのが今の状態です。でも今日のお話の中で、自分から何ができるか考えていく必要もあると思いました。
事務局	「モデル町内会」をつくればすべてうまくいくというものではなく、まずは試みでやって、足りないところを行政も補いながら、何が問題か探り、別なところにも広めていくものだと思います。まずは先に進まないことにはいけませんし、手探りではあるけれどもやってみる、というのが「モデル町内会」の在り方なのかなと思います。
高委員	町内会という考え方自体が、外国から来ると理解できません。うちの家内は中国に家族が住んでいますが、市民税も払った上でなんで町内会費まで払わなくてはならないのか理解できません。中国や韓国は親戚同士のつながりが非常に強く、改めて町内会がいるのか、という必要性が分からないということもあります。
事務局	そもそも「町内会とは」という話もありますし、日本人にとっても町内会の加入というのが昔と違って当たり前でなくなっています。
座長	日本人も新しい団地に来てもなかなか入り込めないところがありますね。でも、声をかけられて参加すると楽しいというお話がありましたが、やはり例えば町内会の運動会があったら皆さん参加したいという気持ちになりますか。
ソマスンダラム委員	友達や知り合いもいないので、そういうイベントがあれば参加したいと思います。長岡の方ではイベントに参加したことがありますが、新潟では今のところそのようなチャンスはありません。でもあればぜひ参加したいです。
座長	外国籍の方をお呼びして綱引き大会や野球大会を地道にやっているようなところもあります。「モデル町内会」に指定されなくともそうことをしているところもあるということです。
事務局	熱心な方がいらっしゃる地域では、日本人の考え方も変わってくるのかなと思います。「モデル町内会」というのはきっかけづくりにつながるのではと思います。
座長	協会からは民謡流しや日本文化体験教室の案内もありましたので、ぜひ参加していただき、仲間が増えていくとよいと思います。 では No10 と No11、江南区から出た意見ですが、お願いします。
事務局	韓国国籍の方から「名前の読み方を日本の漢字の読み方で読まないでほしい」（No.10）というご意見が出されました。現状として、韓国籍の方のお名前が漢字で書いてある場合、日本人はどうしても日本語読みで読んでしまいます。韓国語を習ったことがない日本人は韓国語の漢字の読み方が分かりません。ですので、ご自

	身がそのたびご説明をなさるのがよいかと思います。フリガナをふる欄がある場合は、韓国語の発音でフリガナを書くなどされるのがよいと思います。 No.11 は「外国籍の人には貸したくないという不動産業者が多い」というご意見でした。アパートや店舗を借りる際に外国籍であるということを理由に貸してくれない不動産業者が多いということです。これに関し、日本語がある程度話せ、日本人の保証人がいる場合は物件を借りることが可能できと思われます。協会の方でもそうした相談があった場合は、保証人のいらないレオパレスを紹介しています。 住環境政策課の方では、高齢者や障がい者、外国籍の方々が賃貸物件に入居する際の支援を検討しています。こうした方々に物件を貸し出す不動産業者をリスト化するなどの対策を考えています。
座長	それでは次に進みたいと思います。「外国籍区民の子育てと教育について」です。No.12 から No.16 までお願いします。
事務局	No.12 の秋葉区の待機児童問題について、担当は秋葉区の健康福祉課児童福祉係になります。年度途中の入園の場合、希望する保育園への入園が難しいという現状があります。中でも 0 歳児と 1 歳児の入園希望者が多く、受け入れが追い付いていない状況です。子育て支援センターなど保育園以外の子育てサービスもありますので、そちらを紹介しています。地域の実情をみすえた適正な保育園の配置を進めていくことが対応となります。 「子どもの医療や母子手帳に関し、外国の子育て機関との連携をしてほしい」（No.13）というご意見が前回出されました。こちらに関しては保健所の健康増進課が担当です。母子手帳を一緒にする、連携をする、というのは国ごとに乳幼児の予防接種の種類などが違うため、難しいというのが現状です。 また、地区担当保健師制度という制度があり、保健師がご自宅に出向いて育児のケアを行っています。こちらについては区の健康福祉課へご相談ください。 参考として、母子手帳の配布の際、「母子健康手帳副読本」を希望に応じて配布しています。副読本は多言語に翻訳されています。 次に No.14 から No.16、「子育てママの交流・子ども同士の交流」についてです。健康福祉課では、地域の子育て支援センターや子育てサロン等を利用し、交流を図っていただく体制を整えています。協会では、外国語情報紙を区役所区民生活課や公民館、図書館に配布し、情報を提供しています。 区の健康福祉課長会議が定期的に行われていますので、そちらで情報提供をし、区の窓口での周知活動を検討していきたいと思います。皆さんに本日お配りした SKIP という冊子がありますが、子どもさんの福祉や育児に関しサポート体制がどのように整っているか、書いてあります。 「長岡市のように外国籍の子育てママの集まりをつくったらどうか」（No.16）というご意見が前回出されました。長岡の取り組みは「リトルワールドカフェ」というもので、長岡市の 3 人のお母さんが中心となり、子育て中の外国籍のお母さんたちと月に 1 回集まっているサークルです。秋葉区でも、外国籍に限らず日本人を含めた子育て中の親の集まりを開催していますので、そちらにも参加いただけ

	ればと思います。 子育て時期の親御さんであれば、手当の関係などで区の窓口にいらっしゃる機会が多いと思います。そうしたときに外国籍の方に対し、サークルやお母さんの集まりがあるということについて、窓口で丁寧に伝えていく努力が必要なのではないかと思います。
高委員	手続きをしに行くと、書類をいろいろと渡されますが、私たち外国籍の親にとって必要なものはこちらから聞かないともらえない。聞いてやっと出てくるところもあります。外国籍の子育てというのがあるということを前提に、窓口でも配慮をいただけたらと思います。
事務局	各区の窓口に周知をしたいと思います。
座長	皆さん、振り返ってどうですか。情報がなくて利用ができなかった、というようなことはありましたか。
高委員	子どもの医療費ですが、例えばうちの場合、子どもを釜山に連れて行って、医療費は全部自分で支払うわけです。そこで私は、どうしたら清算できるのか、自分でいろいろ調べました。自分で積極的にやらないと情報も得られません。 子育てというのは新潟市内だけで行うわけではないことを前提にしていただきたいと思います。里帰りなどで県外に行ったり、国外で子育てをすることもあります。秋葉区で待機児童問題があり、すぐに保育園に入れず、仕方なく海外にいるおばあちゃんに預ける、ということもあるわけです。 国際化の時代、みんながみんな市内に祖父母が住んでいるわけではないということ、外国人もいるということを分かっていただきたいと思います。
事務局	今おっしゃった問題というのは外国の方に限らず、日本人も同じく抱えている問題です。新興住宅地など子どもの多い地域に保育園がたくさんあれば預けやすいですが、そうでなければ別のところに預けなければなりません。そこが後手に回っている部分があります。 資料 3 には「地域の実情に合わせた」とありますが、なかなか追いつかないというのが現状です。ただ新潟市は、例えば横浜などと比較すると何百人待ちなどということはなく、必ずどこかには入れます。それを地域に住む方が預けやすい状況にしていく努力をしています。 お困りの際は、区の児童福祉課にご相談いただくということを周知していかなければならないと思っております。
座長	ノレイさんいかがですか。長岡市の「リトルワールドカフェ」の取り組みなどどう思われますか。
ノレイ委員	こうした取り組みには興味があります。
座長	子どもの学習支援ということで No.17,No.18 にうつりたいと思います。

事務局	No.17 は「にこぱるクラブのような取り組みを区ごとにやってほしい」というご意見でした。協会では現在のところ、外国にルーツを持つお子さんへの支援を 2 つの団体が行っています。ひとつは「にこぱるクラブ」で毎週土曜日にクロスパルで開催しています。もうひとつは「R's（アールス）」という新潟大学教育学部の学生を中心としたサークルのメンバーがやっているものです。日曜日にクロスパルで活動しています。 新潟市教育委員会学校支援課では、大きく 2 つの学習支援を行っています。一つ目は「学習支援ボランティア」というもので、外国籍のお子さんだけを対象にしたものではありませんが、教育学部の学生さんを学校に派遣して先生のサポートをしたり、放課後の補習したりしています。 「日本語指導協力派遣事業」というのは外国籍のお子さんで、まだ日本語が不自由な方に対して、日本語の指導者を派遣するものです。 今後の対応ですが、「にこぱるクラブ」は「にこぱるクラブサポーター」という方が日本語教師の方や、日本語教育講座を受けた方々が中心となってボランティアで活動しています。こうした方々の中には自分の住んでいる区から中央区に来て教えている方もいるので、そういった方を活用して各区で開催できないかということを、国際課と協会の方で考えていきたいと思っています。 続いて「新津や亀田の図書館には外国語の本、絵本がなく、図書館を利用しにくい」（No.18）というご意見がありました。 読みたい本が決まっていればわざわざそこの図書館に行かなくとも、自分の家の近くの図書館に本を取り寄せるシステムがあります。また、読みたい本を新たに図書館に入れてもらうサービスもあります。こうした利用案内はすでに英語・中国語・韓国語・ロシア語に翻訳してあります。翻訳した利用案内は、中央図書館とクロスパルの中にある生涯学習センター図書館には窓口に設置してありますが、ほかの図書館ではデータ化したものを保有し、問い合わせがあればすぐに印刷できるような状態になっています。 今後の対応としては、市内すべての図書館で多言語の利用案内を分かりやすいところに配置して、皆さんに利用していただきやすいようにしていきたいと思っています。
座長	これに関し、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。
高委員	前回の懇談会で意見を出した後、図書館に手紙を書きました。1 冊、2 冊のピンポイントで借りたいのではなく、絵本が 30 冊ほどまとまってある環境で読みたいわけです。そうしたところ、亀田図書館から、スペースがあるので置いてくださるというお返事をいただきました。これはとてもよかったと思っています。
座長	ここでお話をした後にアクションを起こしていただいたという、いい例ですね。皆さんも勇気をもらって次の行動に移れるのではないでしょうか。ありがとうございました。 では続いて No.19 から No.21,「多文化理解教育」と「いじめ」の問題についてです。

事務局	前回秋葉区からご意見の出た No.19、と No.20 についてです。 「小さい頃から外国人や外国の文化に接する機会があるとよい。大阪などでは民族学級がある」（No.19）ですが、担当は学校支援課になります。市内の各学校では国際理解教育の計画を作成し、それにもとづいて外国の文化について調べたり、地域在住の外国の方と交流したりしています。学校によっては海外の学校と姉妹校提携を結んでおり、姉妹校同士の交流を行っているところもあります。 「マイノリティに関する学校教育がうまくいっていない」（No.20）ですが、異なる文化的背景をもつ人々が互いに認め合い、国籍や民族を問わず暮らしやすい地域社会を実現できるよう「外国籍市民」に関する人権課題を学習するよう、学校支援課から各学校へ指導を行っています。 「外国籍の子どもが学校でいじめられたことがある」（No.21）に関してですが、クラスで悩んだり苦しんだりしている子どもさんがいらっしゃる場合は、教職員が対応し、またいじめた子どもへの指導も行っています。 「子どもが歌手になりたいという夢を持っている。歌のレッスンができる場所がどこにあるか分からない」（No.22）という江南区で出されたご意見ですが、こちらに関しては協会の方へご相談いただければ対応いたします。 追加ですが、教育委員会と国際課が協力して行っている事業として、姉妹都市との間での子どもの交流事業があります。毎年行っている事業です。 また国際課には 5 か国の国際交流員が勤務しており、学校や公民館で文化などのお話をする事業も行っています。
座長	国際理解、という点では総合的な学習の時間で行っているものと思いますが、外国の文化などについて調べるだけでなく、直接接する機会を取り込んでほしいと思います。 お声掛けがあったら皆さんからも足を運んでいただき、子どもたちと触れ合っていただけるとありがたいなと思います。 続いて「その他」に移ります。では No.23、医療関係についてお願いします。
事務局	「外国語が分かる病院の案内をしてほしい」（No.23）というご意見がありました。これに関しては、前回も少し触れましたが、「にいがた医療情報ネット」が利用できるかと思います。これは新潟県が県内の医療機関に関する情報を集めているサイトで、そこを見ると自分の症状やニーズにあった病院を選べる仕組みになっています。条件選択のページがあり、新潟市の区を選び、言語、例えば英語を選ぶと、英語の通じる病院の一覧がでてきます。 ただ、このサイトにはすべて日本語で書かれているという問題点がありますので、サイトを管理している新潟県の方に、外国籍の方も利用する可能性があるのでせめて英語表記を検討してもらえないかということを、国際課よりお伝えしました。 今後の対応ですが、協会の方では、引っ越してこられる方にはこの春から「まと

	め袋」の中に「にいがた医療情報ネット」の情報を入れてお配りします。 今住んでいらっしゃる方に対しては、外国語情報紙に定期的に掲載していきたいと考えています。
座長	医療関係の問題は身近な問題ですが、よろしいでしょうか。
高委員	資料 3 に書いてある「市民病院の多言語版医療シート」とは何ですか。
事務局	問診票のようなもので、どの科にかかるのか、自分の症状がどんなものかをチェックするものです。プリントアウトしたものがあるので、皆さんにお回しします。
高委員	医療用語はすごく難しいので、そういうものがあるととても助かります。英語だけではなく、いろいろな言語があるのですか。
事務局	そうです。新潟県の国際交流協会のホームページに載っています。ダウンロードできます。
高委員	これ、市内の各病院に備えてほしいですね。外国籍の患者さんが来たときに、市内の医療機関全部に協力してもらって置いてあるといいですね。
事務局	市民病院では窓口と診療科で活用していますが、市内の他の病院については確認していません。市民病院の方には、市内のお医者さんが集まる機会に勧めてもらえるようお願いはしてあります。
座長	こうしたものを普及していただけると、個々の病院に急にかかっても安心かと思います。 続いて No.24 から No.26 の就職に関する項目です。
事務局	秋葉区と江南区それぞれで就職や仕事探しに困っているという意見が出ました。一番ネックとなっているのが、日本語が不自由であるということでした。 仕事探しの情報の提供や共有に関しては、今のところ構築されていないというのが現状です。 ハローワークでは第 1 週から第 4 週の水曜日、英語と中国語の通訳を介した就職相談を行っています。予約は要らないので、その時間帯に直接行けば相談にのってもらえます。住所と電話番号を載せておきましたので、周りの方にもご紹介していただければと思います。 日本語が不自由であるという点に関しては、協会の方で日本語教室を行っていますのでそちらを活用していただければと思います。 また、ハローワークの「外国人雇用サービスコーナー」については外国語情報紙に掲載し、周知していきたいと思います。 雇用対策課の方では「緊急雇用創出事業」として、平成 24 年度は震災の被災者を優先に行っていましたが、平成 25 年度は一般の失業者が対象となります。
座長	国際課からの提案に「外国籍市民の体験談を語る場を提供できないか」とありま

	すが、これはもともとある集まりなどに組み込んでみるなどして身近なところで増やしてみるのがいいのではないでしょうか。体験談だけとなると、なかなか人も集まらないかもしれません。こうした方が活躍している、と雇用する側も分かるとよいのではないでしょうか。 　では、No.27、No.28「観光・文化分野関連の多言語表記」についてご説明お願いします。
事務局	「各区版の観光パンフレットを少なくとも英語で作ってほしい」（No.27）というご意見に対してですが、多言語に翻訳してある観光パンフレットは全市版のみになります。秋葉区、江南区、西蒲区、東区では区の観光マップやガイドを作成していますが、基本的に日本語表記となります。これらの観光マップに関しては各区のホームページからダウンロードすることもできます。今日皆さんには秋葉区の 3 種類の観光関係のパンフレットをお配りしました。 　今後の対応ですが、今後パンフレットを改訂する際に国際課に翻訳の依頼をしてもらえるよう要請しました。 　「美術館のホームページなど、せめて英語表記も」（No.28）というご意見もありました。新潟市の関連施設のホームページの多言語表記の現状ですが、「新潟市美術館」と「みなとぴあ」では日本語と英語のホームページがあります。「旧齋藤家別邸」は日本語のほか、英語・中国語・韓国語がありますが、外国語に関してはPDF ファイルになっていて、それを開くといろいろな説明が読めるようになっています。「新津美術館」、「マリンピア」、「旧小澤家住宅」は日本語のみです。 　こちらも国際課の方から多言語表記を呼びかけていくことが必要だと思いますし、秋葉区の新津美術館については文化政策課が担当していますので、英語表記について検討してほしい旨伝えました。 　同じような問題は他の区にもありますので、このような意見が外国籍市民懇談会で出たということは秋葉区に限らず伝えていきたいと思います。
高委員	私は美術館に勤めているのですが、パンフレットをつくってくれ、と言われた場合、まず「お金がないから作れない」と返事をします。ですが、英語版は重要なので、新津美術館であれば、文化政策課の方で印刷費を出してもらい、国際課が翻訳に協力するなどして、それぞれの施設に重要性を分かってもらいつつ、ケアをきちんとする仕組みを作っていただけたらと思います。
座長	そうですね、できるところからやっていただければと思います。
高委員	観光客をいかに迎えるか、という姿勢だと思います。
白委員	お金がかかる、というのは翻訳費のことですか、印刷費のことですか。
事務局	印刷の方ですね。
ソマスンダラム委員	区の観光についてはあまり聞いたことがありませんでした。

座長	住んでいる間に秋葉区のよさを見ていただけるといいと思います。今日頂いた新津のマップは英語表記もありますので、ぜひ見てください。 では次に宗教に関する問題についてです。
事務局	「礼拝するためにどこに行けばいいか分からない」（No.29）というご意見についてですが、協会ではこういったお問い合わせを実際に受けることがあり、ご自宅から近い教会やモスクを調べてお知らせしています。ですので、こういったご相談がありましたら、市の国際交流協会の方で対応いたします。
座長	No.30 から No.34 は江南区から出たご意見ですが、時間がありませんので割愛させていただいてよろしいでしょうか。こちらについては、お読みいただくということにしたいと思います。 では「その他」に関し、他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。 全体を通して何かございませんでしょうか。
ノレイ委員	宗教の勧誘がしつこく来ることがあります。
高委員	うちも来ます。各国語でパンフなどをそろえていたり、外国語のできる宣教師を寄こしたりするので、もちろん信教の自由はありますが、周りに頼れる人がいない外国人は無防備な状態に置かれているかもしれません。
座長	宗教の問題は個人的な問題でもあり、日本ではなかなかオープンに話すことはありませんね。 では、以上で出てきた意見に対する説明は終わりですが、この懇談会を 2 回で終了してもよろしいでしょうか。3 回目を開催することもできますが、いかがでしょうか。
高委員	これは毎年度、秋葉区で続けるというわけではないのですか。
事務局	区での開催は今年度が初めての試みです。今年度は秋葉区と江南区で開催しました。すべての区で外国籍の方にこのように集まっていただけるのかという問題がありますが、何回も同じ区でやる、ということは今のところは考えておりません。 今日頂いた意見も含めて、少なくとも国際課と協会に関わるところについては対応をしていきたいと思っています。また整理して、皆さんにお知らせします。
高委員	これは市長に提言、という形になるのですか。
事務局	市長に提言ということは考えていませんが、どういうお話がでたかということついては今後市長にも伝えていくことがあるとも思います。 図書館に本を入れてもらうという話もありましたが、皆さんの方からも積極的に声を出していただきたいと思います。「市長への手紙」という制度もありますし、こうしてほしいということを教えていただくことは、私たちの力にもなります。

高委員	外から個人が手紙を書くなどすると、対応が早いということはあると思います。私も最近は区長に手紙を書こうかと思っているところです。
座長	では 2 回をもちまして、秋葉区での懇談会は終了ということにしたいと思います。2 回に渡った懇談会では皆様から様々なご意見・ご質問をいただき、ありがとうございました。「近隣住民や外国籍区民との交流、地域コミュニティとの関わり」、「外国籍区民の子育てと教育」に関する問題、また「その他」では医療関係など身近な問題にも皆さんの抱えている現状が明らかになりました。それに対し事務局である国際課から今回回答や提案があり、宿題となり残ったものは今後対応していくということになりました。皆さんのほうでもアクションを起こしていただくということも大切かと思います。 懇談会はこれで終了しますが、今後こういう風に話す機会があればまた積極的に参加していただければと思います。秋葉区が皆さんにとって便利で居心地のよい場所になるように、これからの皆さんの主体的な行動にも期待していきたいと思っております。 以上をもちまして懇談会を終了いたします。
事務局	資料 3 については、今日出たご意見などもふまえ、翻訳したものを皆様にお送りしたいと思います。ありがとうございました。